

青森県 IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金

<p>対象企業</p>	<p>【1】 県の誘致企業であること</p> <p>【2】 コンタクトセンター関連企業または情報システム・クリエイティブ関連企業であること</p> <p>【3】 補助金交付申請時点において、当該事業所で業務に従事する者であって、県内に住所を有する者が次の人数以上の企業であること</p> <p>① 新規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトセンター関連企業 5人以上 ・情報システム・クリエイティブ関連企業3人以上 <p>② 増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトセンター関連企業 雇用増50人以上
<p>交付内容など</p>	<p>《新設》※補助期間 36 カ月</p> <p>【1】 貸しオフィス等の賃借に要する経費</p> <p>① コンタクトセンター関連企業 2分の1（限度額：年額 1,400 万円）</p> <p>② 情報システム・クリエイティブ関連企業 2分の1（限度額：年額 480 万円）</p> <p>【2】 従業員等の雇用に要する経費</p> <p>情報システム・クリエイティブ関連企業のみ （限度額：年額 340 万円／36 カ月総額 1,000 万円）</p> <p>① 青森県誘致認定後に新たに雇用した従業員等であって、 雇用期間の定めがなく、常勤（フルタイム）の者 20 万円/人・年 （補助対象期間内で、同一の従業員等 1 人について最大 60 万円）</p> <p>② 青森県誘致認定後に新たに雇用した従業員等であって、 前号以外の者 10 万円/人・年 （補助対象期間内で、同一の従業員等 1 人について最大 30 万円）</p> <p>なお、補助対象となる従業員等は、補助期間における各年度の末日（補助期間の最終年度については補助期間の末日）において、3 カ月以上継続して県内に在住し、かつ雇用されている者とする。</p> <p>《増設》※補助期間 24 カ月</p> <p>【1】 貸しオフィス等の賃借に要する経費</p> <p>コンタクトセンター関連企業のみ 2分の1（限度額：年額 1,400 万円）</p>